



2010年6月2日(水)

SB 32及びAWGハイライト:

2010年6月1日火曜日

条約の下での長期的協力の行動に関する特別作業部会(AWG-LCA) および 京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)の開会プレナリーが午前で開催された。午後は、AWG-LCAの開会プレナリーが続けられた。また、SBI/SBSTAの下では技術移転、SBIの下では非附属書I 国の国別報告書、AWG-KPの下では、その他の問題に関するコンタクトグループが開催された。

AWG-KP

組織事項: AWG-KPのJohn Ashe議長 (アンティグア・バーブーダ)が、“あらたに精力と善意”をもって交渉に入るよう締約国に訴えた。また、今会期の焦点は、附属書I国の国別削減量と附属書 I 国全体の総削減量の規模であるとし、その他の問題、特に土地利用、土地利用変化、林業 (LULUCF) や柔軟性メカニズムについての作業を継続すると説明した。その後、締約国により議題が採択され、作業構成が合意を受けた(FCCC/KP/AWG/2010/4-5)。

役員を選出: AWG-KP Ashe議長は、役員選出のための協議が完了していないため、手続き規則案に沿って、選挙が実施されるまでは現行役員が留任することを告げた。

開会ステートメント: イエメンは、G-77/中国の立場から、附属書 I 国の排出削減量の規模に関する交渉の進展が遅いと懸念を表明し、附属書 I 国の新たな削減目標を採択することが法的な義務であると強調した。また、附属書I国には、緩和に関する現在の誓約において野心のレベルを引き上げるよう求めた。

スペインは、EUの立場から、カンクンでの成果に関する環境十全性を保証するために技術的な問題を進展させる必要があると強調した。また、2つのAWGに共通の懸案事項を模索することで相乗効果が挙げられると強調した。

コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、京都議定書の将来に対する取組みが一部の締約国には見られないことが残念だとし、AWG-KP議長がこの問題に関して意見交換を行う機会を提供するよう要請した。また、森林管理のための算定方式に関するルールや形式の取扱いおよび京都議定書3.4条(LULUCF追加活動)についてアフリカン・グループがいくつか提案を行っていると言及した。

オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、ベラルーシとともに、すべてのアンブレラグ

ループ加盟国がコペンハーゲン合意の付属書に反映された通り、2013年以降の期間における更なる約束を引き受けることにやぶさかではないと述べた。また、この合意における緩和のすべての約束に対する理解を高め、透明性を向上させる必要があると強調し、AWG-LCAと共同で作業することを主張した。

レソトは、LDCの立場から、京都議定書は“気候レジームの心臓部であり、また、そうあり続けなければならない”という制度およびガバナンス機構を有しており、CDMに基づき、収益の一部(SoP)を増大させ、適格なLULUCF活動の対象範囲を拡大させるよう求めた。

スイスは、環境十全性グループの立場から、両AWG間の関係性を検討し、野心的かつ包括的な法的拘束力をもつ合意を実現させる必要があると強調した。特に、付属書 I 国の数値目標に関する野心を上げること; CDM及び炭素市場の強化; 割当量単位 (AAUs) 繰越の検討が必要であると述べた。メキシコは、AWG-KPのマンデートに従い、京都議定書の改正を通じて議定書を強化することを求めた。インドネシアは、歴史的責任という指針をもって審議を行い、先進国の大幅な排出削減を導かなければならないと強調した。また、ペルーは、コロンビア、コスタリカ、チリ、ドミニカ、グアテマラ、パナマ、ウルグアイを代表し、世界の重大な気温上昇を回避するために、できるだけ早急に第2約束期間について合意しなければならないと主張した。

日本は、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効性ある枠組みが必要であると強調した。また、AWG-LCAと連携して議論することが“不可欠”であるとし、AWG-KP議長に対して、AWG-LCA議長との審議について最新状況を締約国に伝えるよう要請した。

ニカラグアは、進展の遅さと期待値の低下に対する懸念を示し、締約国が炭素市場への資金供給をやめないよう嘆願した。ボリビアは、“遅延戦術”と排出削減量を決めるボトムアップ・アプローチに対する懸念を表明し、先進国は2017年までに国内で50%の排出削減を行う必要があると強調した。

セーシェルは、AOSISの立場から、さまざまな誓約と科学との間には“巨大な溝”があると嘆きながら、科学が要請する水準まで排出削減をするために、AOSIS諸国が経済的、科学的、道義的な面から訴えてきたと主張した。

ノルウェーは、カンクンでの法的成果文書が一つか、二つかという問題については同国が柔軟な考え方をもちっていると説明しながらも、京都議定書の主要な要素は維持しなければならないと述べ、包括的な法的拘束力ある成果を達成することが必要だと強調した。シンガポールは、今次会合の作業で核となるのは、“数値”での合意であるとし、コペンハーゲン合意に記載された付属書 I 国の誓約に関して、全体としての効果を理解し、不足分を特定することが重要であると強調した。

コンゴ民主共和国は、コンゴ沿岸諸国を代表し、途上国向けのREDD+算定要件と先進国向けの

LULUCF算定における柔軟性との間に大きな溝があると強調した。パプアニューギニアは、LULUCFでは全ての排出源と吸収源を算定する“単純明快で公正な”ルールが必要であると述べ、BAUシナリオをクレジットとして認めないような参照水準の利用を求めた。

ジェンダー問題のNGOとして立場から、Women in Europe for a Common Future（共通の未来のためのヨーロッパの女性）は、核のない低炭素社会へと移行しながら、革新的で貧困者の支援につながる資金投資を行い、全球気温上昇幅を1.5°Cに抑制することを求めた。IndyACT-The League of Independent Activists（独立系行動主義者の連盟）は、環境NGOの立場から、関連ルールへの理解が得られ、附属書B国間で実質的な排出削減が割り当てられるよう、まずはルールについて交渉するよう求めた。

国際排出量取引協会（IETA）は、企業・産業団体の立場から、低炭素技術への投資促進には堅固な炭素市場が関与すべきだと指摘し、国際炭素市場に対する約束をあらためて明言するよう締約国に求めた。ノルウェー労働組合連合は、労組NGOとしての立場から、今日の労働者の尊重と将来の雇用創出を確実にするような低炭素経済への正しい移行枠組みの中で、附属書I国に対しては2020年までに25-40%の排出削減を約束するよう要請した。若者の立場から、SustainUSは、2020年までに最低でも90年比45%の排出削減が必要だと述べた。持続可能性をめざす自治体協議会は、すべての附属書I国は、京都議定書の締約国か否かに拘わらず、90年比で2020年までに排出量30%、2050年までに80%を削減することを求めた。環境NGOの立場から、Focus on the Global Southは、気候変動と母なる大地の権利に関する世界人民会議での人民合意に注意を喚起し、2017年までに附属書I国は50%削減するという排出削減目標の採択を行うよう求めた。先住民団体を代表して、Tebtebbaは、カンクンでは、IPCC AR4、脆弱な人々への資金を供与するためのファンド・ベースのアプローチ、先住民の認識に沿った形で、京都議定書の下、法的拘束力を有する第2約束期間の合意を形成するよう求めた。

附属書I国のさらなる約束：Ashe議長は議題項目(FCCC/KP/AWG/2010/6 and Add. 1-5; FCCC/TP/2010/2; and FCCC/KP/AWG/2010/INF.1)を紹介した。Leon Charles（グレナダ）及びJürgen Lefevere（欧州連合：EU）が、排出削減幅（“数値”）に関するコンタクトグループの共同議長となる。AWG-KPのHarald Dovland副議長（ノルウェー）がLULUCF、柔軟性メカニズム、方法論問題などを含むその他の問題のコンタクトグループの議長役、AWG-KP Ashe議長が潜在影響に関する非公式協議の議長を務める。

AWG-LCA

組織事項：AWG-LCAのMargaret Mukahanana-Sangarwe議長（ジンバブエ）が開会し、議題採択およ

び作業構成の合意が行われた(FCCC/AWGLCA/2010/4)。会期間の会合に関する報告として、メキシコは、カンクン会議の成功を確実にするために行っている取組みについて紹介し、メキシコのカルデロン大統領とドイツのメルケル首相が出席した資金問題を中心とする5月20—21日の非公式閣僚会合についてスポットを当てた。ボリビアは、ボリビア、コチャバンバで今年4月に開催された気候変動と母なる大地の権利に関する世界人民会議の概要を述べた。ドイツは、カンクンまでのUNFCCC交渉を前進させるための方策を議論することをめざし、ドイツ、メキシコ政府が5月初旬にペータースベルク気候対話を共催したことを強調した。ノルウェーは、5月にオスロ森林気候会議を開催し、REDDに関する行動を協調するために、UNFCCC交渉との整合性を図る法的拘束力をもたないREDD+ パートナーシップが設立されたことを説明した。エチオピアは、気候変動の資金供与に関する国連事務総長のハイレベル諮問グループによる作業について報告し、資金源を確定するための取組みについて述べながら、2010年11月までにその成果を報告するとの目標を伝えた。

COP 16での採択に向けた成果の準備: AWG-LCA Mukahanana-Sangarwe議長より、議長シナリオノート(FCCC/AWGLCA/2010/5)及び議長テキスト案 (FCCC/AWGLCA/2010/6)、締約国からのサブミッション (FCCC/AWGLCA/2010/MISC.2 and Add.s 1-2)、指示的ロードマップに関するサブミッション (FCCC/AWGLCA/2010/MISC.3)、政府間組織によるサブミッション (FCCC/AWGLCA/2010/MISC.4)の紹介があった。一コンタクトグループの設置が合意された。AWG-LCA 議長 Mukahanana-Sangarweが、新テキストの文書では資金に関する部分が統合されたと強調した。

多くの締約国が、同テキストは議論のたたき台としては良いとの認識を示した。イエメンは、G-77/中国の立場から、資金に関して独立した章を設ける必要があると強調し、バリ行動計画(BAP)に沿ってテキストを再構成することを提案した。スペインは、EUの立場から、前進に向けて議長案を支持すると表明し、議長テキストは交渉を円滑にするが、もっと野心的な排出削減について改善の余地があると指摘した。コンゴ民主共和国は、アフリカン・グループの立場から、知的所有権(IPRs);適応に関する国際計画の実施; 途上国による各国ごとに適切な緩和行動 (NAMAs) のための登録簿; 貿易と気候変動といった重要な問題についての検討を要請した。また、共有ビジョンに関する議長テキストのI章は包括的な内容とし、運用上のテキストと区別する必要があると述べた。

グレナダは、AOSISの立場から、現在の排出削減の誓約は長期的に4°Cの気温上昇につながり、COP 15後、半年経っても適応のための資金が具体化していないとして“大きな懸念”があると述べた。スイスは、環境十全性グループの立場から、新しい交渉テキストがCOP 15での結論に近かった問題を取りま

とめているとして、賞賛した。レソトは、LDCの立場から、AWG-LCAが適応の資金に関する公正な成果を確保するよう求めた。

オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、コペンハーゲン合意を含めたCOP 15の成果を踏まえて交渉を進展させるべきだと強調し、COP 16では合意に達することができるかと確信していると述べた。チリは、ペルー、コロンビア、コスタリカ、ウルグアイ、ドミニカ共和国、パナマを代表し、共通の理解に関する要点を特定することが重要だと強調しつつ、議長テキストをベースとした交渉をできるだけ早く開始するよう求めた。

パナマは、中米統合機構(SICA)の立場から、適応が最優先事項であるとし、政府開発援助(ODA)とは別枠で予測可能で持続的な長期的資金を求めた。ロシアは、両AWG間の協力が必要であると強調し、テキストには経済移行国のニーズを反映させるよう求めた。シエラレオネは、LDC諸国の優先事項がテキストに反映されていないと憂慮した。ボリビアは、議長テキストはバランスに欠き、提案内容が反映されなかったことが残念であると述べた。

カンクンでは資金メカニズムに関して突破口が見つかることを期待して、フィリピンは、AWG-LCAの下のその他の問題を“解放させる”鍵として資金に関する個別の章を設ける案を支持した。ガイアナは、REDD+に関する早期行動のために十分かつ予測可能な資金と附属書I国による長期的なイニシアティブを求め、シンガポールとともに、AWG-LCAの最終結果を明確に理解する必要があると強調した。

市民社会の役割について強調しつつ、パラグアイは、コチャバンバ人民合意を議長テキストに盛り込む案を支持した。ガボン、REDD+について検討することが重要だと強調した。ツバルは、適応をもっと文書に入れる必要があると強調し、BAPサブパラグラフ1(b)(i) (先進国による緩和の約束と行動)及び1(b)(ii) (途上国によるNAMAs) を個別に取扱うよう求めるとともに、コペンハーゲン合意の文章の利用に対し、注意を促した。

レバノン、2020年までに同国は再生可能エネルギー比率を12%に向上する意向であると発表した。オーストラリアは、新規に3億5540万米ドルの追加的な早期開始用資金拠出; REDD+向けに国際森林炭素イニシアティブを通じて5,600万米ドル; 国際的な気候変動適応イニシアティブ向けに1億7820万米ドル; 途上国が低炭素型の成長経路に移行し、気候変動に適応することを促進するため多国間機関向けに1億620万米ドル等、資金に関するイニシアティブについて強調した。

サウジアラビアは、選択的な要素に関する合意よりも、決定書に関する包括的なパッケージ合意を求めた。ガーナは、第I章には適応枠組みに関する制度的側面を盛り込むべきだとした。マラウイは、特定の要素については進展できるはずだと強調し、“すべてが合意されるまで何らの合意はない”という概念

は有益ではないと述べた。マーシャル諸島は、適応のための緊急のニーズに対して早期に資金提供を開始する必要があると強調し、成果文書の形式への理解がないなかでテキストについて交渉するのは困難であると指摘した。

中国は、テキストの中に先進国による排出削減の約束に関する個別の章を立てることを提案した。また、途上国への新規・追加資金の供与は無条件で実施すべきだと強調した。ブラジルは、テキストに個別に資金という章をつくるよう要請しつつ、資金問題には横断的な性質があるとの認識を示した。また、共有ビジョンはBAPの構成要素すべてに関連しており、バランスのとれた成果を実現するためには問題点を包括的に検討しなければならないと述べた。

米国は、4月に提出したサブミッションがテキストに反映されていないことは遺憾であると述べ、コペンハーゲンでの政治的な指針とトレードオフを認識する必要があると強調した。また、核心的な問題はすべて一緒にパッケージ化されつつあるとし、MRVについて一層検討していく必要があると強調した。さらに、LDC以外のすべての国々に対して課す要素と“同じ対称性をもたせる”という条件で、成果文書に法的拘束力を持たせることを支持した。

インドは、成果が、BAPを強化させ、条約の基本理念や条項を弱めることのないよう求めた。また、官民所有の技術への対応について検討する必要があると強調し、気候変動対策を隠れ蓑にした一方的な貿易措置や環境保護策に対する警戒感を示した。

日本は、コペンハーゲンから“優れた政治的指針”があったと強調し、包括的な法律文書を求め、議長テキスト第I章がそうした文書につながるかもしれないと述べた。また、資金やMRVといった問題の相関関係を検討する必要があると強調した。タイは、中核要素のそれぞれに同じ重きを置く必要があると指摘し、中長期的な技術・資金支援について強調した。

ニュージーランドは、“締約国は単純な編纂作業の段階を過ぎた”とし、ワークショップを通じて2つのAWGをまたぐ横断的な問題について検討することを提案した。また、成果の法的形態について検討するという議長の意向を歓迎した。

クック諸島は、国際航空・海運のバンカー油由来の排出量について検討する必要性を強調し、同国のサブミッション(FCCC/AWGLCA/2010/Misc.2/Add.1)について強調した。パキстанは、議長がコペンハーゲン合意のすべての要素を議長テキストに盛り込もうとしていることを憂慮し、“最も脆弱な国々”といった言葉などに関する文言の一部を、関連する基準設定などによって、さらに明確にする必要であると述べた。

ノルウェーは、このテキストがコペンハーゲン合意を公式の法的拘束力を有する合意として根付かせ

る良い礎となると述べたが、市場ベースのメカニズムやMRV、海運や航空部門の排出量を含め、さらに内容を発展させるべき問題があると指摘した。タジキスタン、キルギスタンとともに、山岳の途上国に特別な懸念事項を考慮にいったテキストを求めた。

カナダは、議長テキスト第I章は、特にMRV体制の重要性、REDD+メカニズム及びグリーン基金の発足について言及すべきだと述べた。コロンビアは、BAPの構造を保持する必要性を指摘し、条約の文言を新たに作り直す必要はないと強調、議長テキストが適応について“まるで2年の交渉が無かったかのようだ”と述べた。資金については、東ティモールが先進国のGDP比何%という形にすべきだと提案した。

企業・産業界のNGOの立場から、持続可能なエネルギーに関するビジネス評議会(Business Council for Sustainable Energy)は、2013年以降の合意は、適応、緩和、技術、資金の行動のため、企業に対するシグナルやインセンティブを提示しなければならないと述べた。環境NGOの立場から、The Hatof Foundationは、先進国は2020年までに排出量ゼロに近い水準まで削減し、途上国は十分なサポートを得ながら相当量の排出削減が可能であると示す国家計画の必要性を強調した。環境NGOのために、世界森林連合(Global Forest Coalition)は、REDD+ 及び REDD++ は炭素市場とは切り離すべきだと述べた。アマゾン沿岸の先住民組織調整機関は、気候変動に関する先住民フォーラムのために、世界が気候変動問題の具体的な対応策を講じるよう願うと述べた。国際労働組合連盟は、社会的な変革を起こすためには、UNFCCCの交渉プロセスが強力なシグナルを発する必要があると強調した。

ノルウェー環境開発フォーラムは、若者のため、歴史的責任ならびに「共通だが差異ある責任」を反映した法的拘束力のある数値目標を求めた。GENDER CCは、気候変動の意志決定プロセスへの女性の更なる参画; 基本理念における社会正義、ジェンダーの正義への考慮; 具体的に女性に配慮したプロジェクトの援助基金を求めた。

コンタクトグループ及び非公式協議非公式協議

技術移転 (SBI/SBSTA): 午後からのSBI/SBSTA合同コンタクトグループでは、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) の報告書(FCCC/SB/2010/INF.1); 技術の共同研究・開発の推進策に関する報告書のためのEGTT権限事項 (TORs) (FCCC/SBSTA/2010/INF.4);条約4.1(c)条及び5条の実施に関するレビューを支援するためのパフォーマンス指標を活用するために必要な情報についての報告書(FCCC/SBSTA/2010/INF.3); 技術移転に関するポズナニ戦略計画に関するGEF進捗報告書(FCCC/SBI/2010/4)について検討した。

いくつかの先進国が、EGTTの報告書とTORsを歓迎し、EGTT作業計画をそのまま受諾することを提案した。アルゼンチンは、中国の支持を受けつつ、このTORsには現在AWG-LCAで審議中の争点は含

めるべきではないと主張し、条約の下での活動に特化すべきだと述べた。アルゼンチンは、この報告書で、パフォーマンス指標がもっと単純なMRVへのアプローチの必要性を示していると述べた。

これらの議論に基づき、共同議長らが結論書草案を作成するとのことで締約国が合意した。

その他の問題 (AWG-KP): 午後のンタクトグループで、AWG-KPのHarald Dovland副議長(ノルウェー)から、LULUCFに関する文書(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.2)、柔軟性メカニズムs(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3)、方法論バスケット問題(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.4)の紹介があった。

LULUCFについては、Marcelo Rocha (ブラジル)及び Peter Iversen (デンマーク)が共同議長となる非公式な分科会で討議することで締約国の合意が得られた。共同進行役のIversenは、当面の作業は、森林管理の参照水準のためのオプションの透明性に集中させると述べた。AWG-KP Dovland副議長は、LULUCFに関する公開コンタクトグループを開催する可能性を模索すると述べた。オーストラリアは、LULUCF分科会が数値に関するグループとの合同会合を開けるかどうか質問を投げかけた。柔軟性メカニズムについては、AWG-KP Dovland副議長が、テキストの最後の諸要素については十分な議論がなされていないと示唆しつつ、最も注目すべき問題についての指針を締約国に求めた。方法論のバスケット問題については、新たな温室効果ガスを盛り込んだセクションが完全に括弧でくくられており、共通算定基準への対応が必要であると強調した。

中国は、“数値”に関する議論を加速、円滑にすることがグループの目的であるとし、結論では京都議定書の環境十全性の改善に焦点をあてるべきであり、“さらなる抜け道をつくる”ことではないと強調した。

LDC (SBI): 午後の非公式協議で焦点となったのは、LDC 専門家グループ (LEG)の報告書(FCCC/SBI/2010/5)であった。その中で、LEGのマンデート延長、国家適応行動計画の実施、LDC作業計画のその他の問題などが議論された。結論書草案が作成される予定だ。

非附属書I 国別報告書 (SBI): 午後には、SBIの下で非附属書I 国別報告書について検討するためのコンタクトグループ 会合が行われた。

日本、ニュージーランドは、コペンハーゲンの政治的指針を考慮に入れる必要があると呼びかけた。日本は、CGEの作業が国別報告書を向上させることを希望すると述べた。中国は、技術支援の供与においてCGEが重要であると強調した。

国別報告書の頻度については、米国がより頻繁な国別報告書によってキャパシティビルディングが向上されると述べた。ブラジルは、G-77/中国の立場から、非附属書I国が附属書I国よりも厳しい義務

を課されるべきではないと強調した。EUは、学習プロセスを開始するために各国がチームを発足して維持していくことが重要だと強調した。

資金・技術支援については、GEFが、G-77/中国の要望に対応して、非附属書I国からの国別報告書に関するすべてのプロジェクト提案に資金が受けられると述べた。G-77/中国は、関連するすべての会合にGEF及び実施機関が出席して情報提供するよう要請した。アフガニスタンは、財政支援に加えて、技術協力および技術支援の重要性を指摘した。

REDD (SBSTA): 午後のREDDに関する非公式協議では、IPCCのガイダンス及びガイドラインの利用、及び活動の検討に関連したキャパシティビルディングについて議長が作成した結論書草案に関して、議論が行われた。

廊下にて

火曜日から両AWGの作業が開始となった。したがって、廊下での話題は、AWG-LCA 議長の新テキスト素案であり、これに対する各国の最初の反応であった。反応が鈍かったと感じて、驚きを示す参加者もあった。ある途上国の代表は、“テキストは必要なバランスが欠如しており、資金に関する個別のセクションが無かったという点で疑問があるが、このテキストでやっていける”と説明し、“とにかく、議長の任務は大変なものだった”と言い添えた。

一部の出席者は、昨年6月の議長テキストに対する反応を思い返していた。“グラウンドホッグ・デイ（聖燭節）。デジャビュのようだ”と落胆をあらわす参加者もあった。また、別の先進国の代表者は“去年の6月のように、次の8日間で42頁のテキストが雪だるま式に200頁以上に膨れ上がるなんて事態は誰もが望まないだろうが、解決しなければならない、いくつかの深刻な懸案事項が残っている”とし、“一日にコンタクトグループで2回会合を行って作業すれば、透明性は築けるが、実際に交渉する時間がもてるのかどうかと思う”と思案顔だった。楽観的な参加者は、舞台裏では“何かプラスのこと”が繰り返し広げられて、“おそらくカンクンでの成功が実現できるだろう”と話していた。

AWG-KPを通じて、新議長の選任問題を含め、締約国は交渉の状況がよくわからないままだった。ある参加者によると“交渉が進展するかどうかは今後2週間のムードの行方にかかっている”という。しかし、慎重ながらも、潜在的な影響に関する著しい進展は、少なくとも出席しなくてはならないコンタクトグループ会合がひとつ減ることを意味するといって楽観的になっていた。一方、SBのコンタクトグループで、技術専門家の何名かが、“ようやくこれで本業に戻れる”と、安堵のため息を漏らしていた。



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Simon Wolf. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - May/June 2010 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.